

平成14年2月12日

金融庁長官
森 昭治 殿

大日光信用組合
金融整理管財人 天谷 明義
金融整理管財人 谷田 容一

預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告」
及び「経営に関する計画」の提出について

当組合の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第80条の規定に基づき、別添のとおり報告書及び計画書を提出いたします。

目 次

頁

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
①当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
②経営破綻に至った経緯	1
③破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
①資本の状況	2
②自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	
(1) 与信業務	3
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	3
①投資有価証券	3
②商品有価証券	4
(4) 固定資産等の状況	4
(5) 不良債権の状況	4
(6) 関連会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	
(1) 基本方針	5
①早期譲渡	5
②優良な顧客基盤・資産の維持	5
③経費の削減	5
④地域金融機能の維持	5
⑤内部管理体制の整備	5
⑥責任追及体制の整備	5
(2) 具体的施策	5
(2) 事業譲渡の見込み	5

II. 経営に関する計画

1. 「経営に関する計画」の基本方針	
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	6
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	6
(3) 公的費用の極小化	6
(4) 地域経済への配慮	6
(5) 内部管理体制の確立	6
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	6
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	
(1) 基本運営方針	6
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	7
(3) 個別業務運営方針	7
①与信業務運営方針	7
②資金調達業務運営方針	8
③投資業務運営方針	8
④経費運営方針	8
⑤その他の業務運営方針	8
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	
(1) 経営責任の明確化	8
①旧経営陣の辞任等	8
②役員退職慰労金	9
(2) 経費の削減	9
①人員及び人件費の削減	9
②物件費の削減	9
(3) 店舗統廃合	9
(4) 保有資産の処分	10
(5) 内部管理体制の整備	10
(6) 関連会社の整理	10
(7) 不良債権の回収強化	10
4. 法令等の遵守	10
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	10

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成13年11月16日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本書告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

①当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和27年9月4日、事業者と勤労者との協同組織によってこれらの者に必要な金融事業を行うことを目的に足尾信用協同組合として設立されました。昭和44年9月10日、体质改善強化のため出資者の増加と営業地域の拡張を行い、本店を日光地区経済圏の要衝地の日光市に移して、名称を大日光信用組合と変更しました。営業地域については、足尾町・日光市・今市市・藤原町・栗山村・宇都宮市・上河内町・河内町・上三川町・南河内町とし、店舗は日光市に本店、その他支店2店舗で営業しております。

営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。営業地域での預貸金のシェアは約3パーセントとなっています。

②経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金供給等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である建設業(シェア16.5%)、不動産業(同14.6%)、旅館業(同12.0%)を中心とし、経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

このため、償却・引当額の増加による自己資本の減少を招き、平成13年3月期決算では自己資本比率が1%台に陥り、これを受けて、経営改善計画を策定し人件費を含めた更なる経費の節減に努めてまいりました。しかしながら、その後も大口貸出先の倒産等が相次いだほか、保有有価証券の評価損が拡大したこと等から、平

成13年9月末基準において自己査定を実施したところ、取引先の財務内容の悪化、地価の下落、保証力の低下等から新たに577百万円の償却・引当が必要となり、1,556百万円の償却・引当額の計上を余儀なくされた結果、1,008百万円の債務超過に陥りました。

こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表することに至りました。

③破綻に至った要因

バブル期の頃、不動産業・建設業・旅館業等を中心とした貸出に取り組んでおりましたが、不況により当該大口貸出先の業況が悪化したことに加え、融資申込時における財務分析を含む返済能力の検討不足、営業部門と独立した審査機関が設置されていなかったことなどの内部審査体制の不備、延滞債権についての回収努力の不足等も手伝って、大量の不良債権が発生し、多額の直接償却・個別貸倒引当を余儀なくされたこと、これが破綻に至った主たる要因と考えます。

(3) 管理を命ぜる処分までの状況

①資本の状況

当組合については、平成12年3月期決算を基準とした財務局による検査が、平成12年8月に実施されました。その検査結果によれば、同期の自己資本比率は4.42%から△0.94%へと大幅に低下することになったため、役職員等を中心に130百万円弱の増資を行いました。

その後、平成13年3月期決算で自己資本比率が1.83%になり、5月31日金融庁より銀行法第26条第1項の規定に基づく第二区分の業務改善命令を受けました。

②自己資本回復の断念

当組合は、上記業務改善命令を受けて、平成13年6月14日に、出資金の増強・収益の確保・債権の回収等の目標を定めた経営改善計画を策定しました。出資金については、平成13年度に65百万円、平成14年度及び15年度に各20百万円の増強をめざし、役員による追加出資や地元団体等への要請のほか、有力組合員を中心に出資の要請を行いましたが、目標どおりの成果を挙げることはできませんでした。収益の確保については、人件費を始め、経費の削減を図ったものの、貸出金収益が計画を大きく下回り、業務純益の確保は困難でした。債権の回収については、審査管理部を中心とした「延滞回収実行班」を設置して債務者に対する指導・督促の強化を図りましたが、十分な効果をあげることはできませんでした。

また、平成13年9月末基準の自己査定においては、大口貸出先の倒産・取引先の業績悪化に加え、地価の下落に伴う不動産担保の評価額の減少や保有有価証券価格の大幅な下落から、債務超過の状態であることが明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、今後、早期に債務超過の状態を解消することは不可能との判断に基づき、11月16日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である日光市・今市市・藤原町・足尾町・栗山村の建設業、不動産業、旅館サービス業、卸売・小売業等の中小零細企業者や個人への融資が多くを占めています。

〈貸出残高推移〉 店舗数：3店舗

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
貸出金残高	9,728	100.0	9,897	100.0	8,803	100.0	7,820	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	7,215	74.2	7,471	75.5	6,695	76.1	5,714	73.1	29,059	67.7
うち個人	2,513	25.8	2,426	24.5	2,108	23.9	2,106	26.9	13,325	31.0
うちその他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	543	1.3

※ 「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されていました。

〈預金残高推移〉 店舗数：3店舗

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
預金残高	10,920	100.0	10,866	100.0	11,154	100.0	10,134	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	7,263	66.5	7,221	66.5	7,215	64.7	7,290	71.9	52,367	79.7
うち法人預金	2,689	24.6	2,700	24.8	2,431	21.8	1,942	19.2	11,118	16.9
うちその他	968	8.9	945	8.7	1,506	13.5	901	8.9	2,247	3.4

※ 「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

①投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券・証券投資信託・外国証券投資主体の運用を行ってまいりましたが、資金繰り対策として売り切りを行う所存であります。

〈投資有価証券残高推移〉

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	454	498	501	△63
国債・地方債	253	246	248	△8
社債	0	0	0	0
株式	1	1	2	0
その他	200	251	251	△55
貸付有価証券	0	0	0	0

②商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は、以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は、順次売却する方針といたします。

〈固定資産の状況〉

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価	評価額	含み損益	件数	簿 価	簿 価 償却後
事業用不動産	3	159	141	△18	14	31	31
所有不動産	-	-	-	-	-	-	-

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は、以下のとおりとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉

(単位：百万円、%)

	12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	939	10.7	1,263	16.2	1,163	2.3
延滞債権	1,237	14.1	693	8.9	4,402	8.8
3カ月以上延滞債権	37	0.4	38	0.5	195	0.4
貸出条件緩和債権	1,673	19.0	1,580	20.2	2,239	4.5
合 計	3,886	44.1	3,574	45.7	7,999	16.0

〈金融再生法の開示債権〉

(単位：百万円、%)

	平成13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	金 額	債権に占める割合	金 額	債権に占める割合
破綻更生債権等	2,047	22.8	3,311	6.2
危険債権	423	4.7	2,510	4.7
要管理債権	1,300	14.5	2,382	4.5
正常債権	5,219	58.0	44,817	84.6
合 計	8,989	100.0	53,020	100.0

(6) 関連会社の状況

当組合には、関係会社はございません。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

①早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

②優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、組合の事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に円滑な事業譲渡ができるよう最大限努力してまいります。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡につきましては、去る11月16日に管財人が着任した際に、鹿沼相互信用金庫から事業を譲り受ける用意がある旨の申出があり、11月28日付で「事業譲渡に関する基本合意書」の締結・調印を行いました。

今後はこれに基づき、上記の諸点に留意しつつ、本年3月中の事業譲渡を目標として、鋭意努力していく所存であります。